

太田市自社製品販路開拓事業助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第40号

太田市自社製品販路開拓事業助成金交付規則の一部を改正する規則

太田市自社製品販路開拓事業助成金交付規則（平成17年太田市規則第198号）を次のように改正する。

第3条第1号中「(市内に営業所又は研究開発拠点のみを置いている中小企業者を除く。)」を削り、同条第2号中「日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる業種のうち、大分類E—製造業に該当する事業を営む」を「市内で製品等の開発・製造を行う」に改める。

第4条第3号中「出展規模が200社以下の展示会に出展する」を「一般消費者を対象とした」に改める。

第5条第2項中「2分の1」を「3分の2」に、「20万円」を「30万円」に改める。

第6条第2項中「とし、当該年度を含む直近5年間で3回を限度」を削る。

様式第1号中

「 「

を

に改める。

(A) × 1/2 (1,000円未満切捨て)
助成金額 (20万円又は(B)の いずれか低い額)

(A) × 2/3 (1,000円未満切捨て)
助成金額 (30万円又は(B)の いずれか低い額)

」

」

様式第4号中 「(税抜き) (1,000円未満切捨て) を
円 × 1/2 円 (A)
助成金20万円又は(A)のいずれか低い額 」
「(税抜き) (1,000円未満切捨て)
円 × 2/3 円 (A) に改める。
助成金30万円又は(A)のいずれか低い額 」

様式第5号中 「※助成金額は、20万円又は補助対象経費 × 1/2のいずれか低い額」 を
「※助成金額は、30万円又は補助対象経費 × 2/3のいずれか低い額」 に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。